キャリアパスガイドブック
2026年度版

奈良県緊急医師確保修学資金
を貸与されたみなさんへ

奈良県

Department of Community-based Medicine
奈良県立医科大学
地域医療学講座

県貸費学生配置センター

■県内臨床研修病院

奈良県には10の臨床研修病院があり、大学卒業後は、いずれかの病院で研修を受けていただきます。
各病院には魅力的な指導医の先生方、先輩方がたくさんおられ、患者さんと向き合う地域医療から高度な専門性を持つ医療まで多彩なプログラムが用意されています。

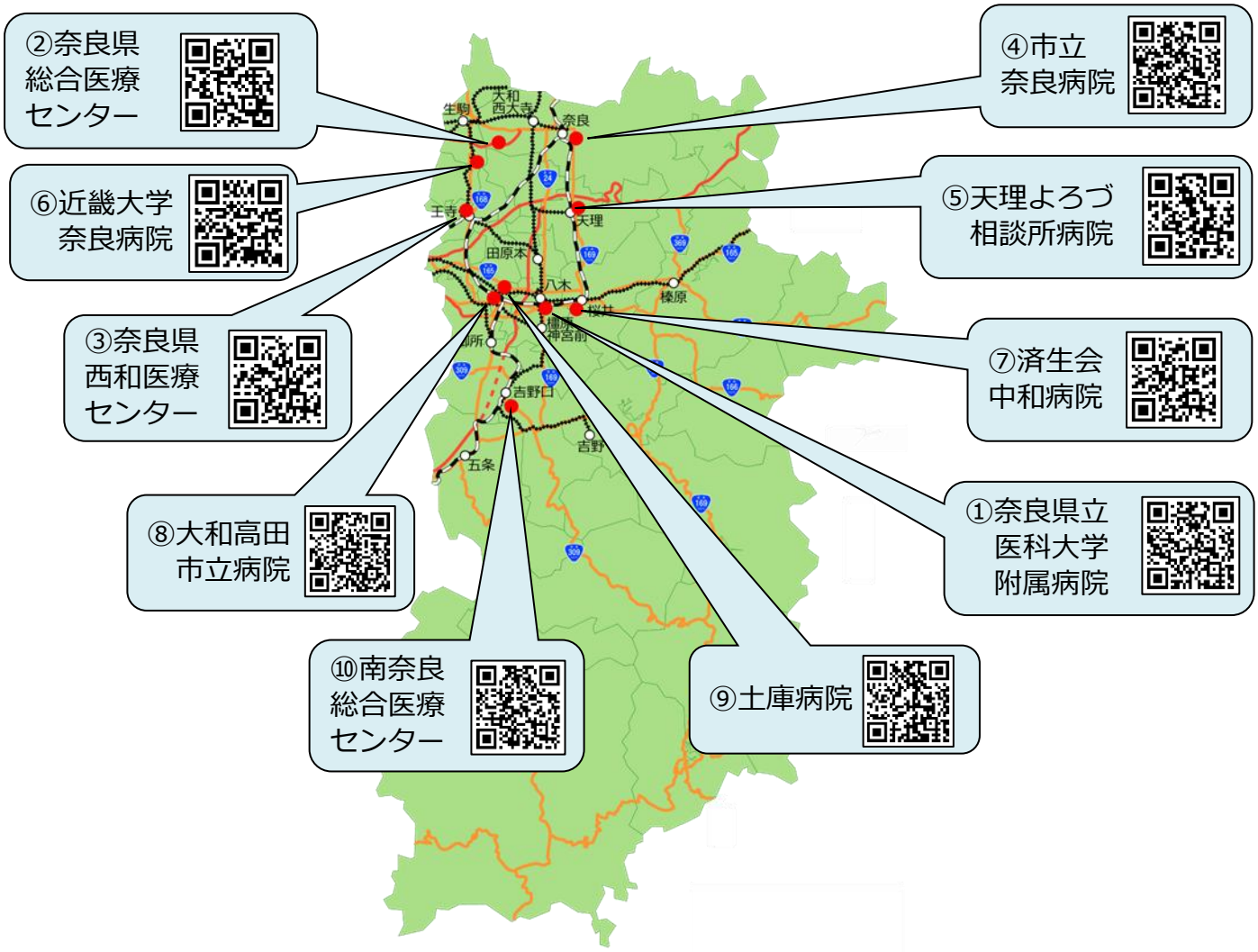

病院名	最寄り駅
① 奈良県立医科大学附属病院	JR畝傍駅、近鉄八木西口駅
② 奈良県総合医療センター	近鉄学園前駅、西の京駅、郡山駅、奈良駅、JR奈良駅よりバス　奈良県総合医療センター駅下車
③ 奈良県西和医療センター	JR・近鉄王寺駅、近鉄新王寺駅
④ 市立奈良病院	JR・近鉄奈良駅
⑤ 天理よろづ相談所病院	JR・近鉄天理駅
⑥ 近畿大学奈良病院	近鉄東山駅
⑦ 済生会中和病院	JR・近鉄桜井駅
⑧ 大和高田市立病院	近鉄高田市駅
⑨ 土庫病院	近鉄大和高田駅、JR高田駅
⑩ 南奈良総合医療センター	近鉄福神駅

キャリアパス一覧

選択パス	卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
特定診療科	知事が指定する県内の医療機関						
外科・脳外科	配置先医療機関						
総合内科分野	地域医療提供体制強化指定医療機関				詳細は次ページ以降へ		
児童精神分野	児童精神診療実施指定医療機関						
へき地	へき地診療所・へき地公立病院						
共通	★この期間中、専門的な知識と技術の習得のために上記以外の医療機関（奈良医大含む）での勤務可能期間は上限3年 ★上記医療機関、奈良医大以外の医療機関での勤務を希望する場合が下記に該当するかの審議が必要である ①指定従事医療機関にない施設を、専門研修（診療科に関する専門的な研修※要綱第11条）に該当すると承認を得た場合は、上限3年（医大勤務期間含む）義務機関に算入できる ※要綱第11条第1項（1） ア　公立大学法人奈良県立医科大学附属病院の特定診療科等又は特定専攻課程 イ　公立大学法人奈良県立医科大学附属病院及び指定従事医療機関の特定診療科等及び特定専攻課程以外の診療科等 ウ　ア及びイに規定する医療機関以外の県内の医療機関の特定診療科等又は特定専攻課程 エ　奈良市保健所、奈良県郡山保健所、奈良県中和保健所、奈良県吉野保健所及び奈良県精神保健福祉センター及び県の医療政策に係る事務を所掌する各課及び室 オ　県外（国外を含む。）の医療機関で、指定従事医療機関及びにおける勤務に必要な専門的な知識及び技術を習得できるもの ★医大勤務を含む専門研修上限3年を超える期間の義務算入の希望についても審議が必要である ★審議については本人・所属から、配置希望日の2か月前までに「指定従事医療機関以外での勤務等に関する申請書」を提出し、運営委員会で諮る ※承認を得られない場合は義務停止となる ★選択する診療科や専門医取得プログラムによって、上記医療機関内で勤務できる医療機関が限定される場合がある						

※1.紫字の医療機関を総称して、指定従事医療機関という

共通

例）知事が指定する県内の医療機関で勤務する場合

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
奈良医大	奈良医大	奈良県総合医療センター	奈良県西和医療センター	奈良県西和医療センター	南奈良総合医療センター	奈良医大

例）県外勤務が専門研修として承認されなかった場合

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目	卒後10年目
奈良医大	奈良県総合医療センター	南奈良総合医療センター	済生会中和病院	県外医療機関 義務停止	奈良医大	奈良医大	7年目の義務停止期間分、義務延長

例）県外勤務が専門研修として承認されたが、専門研修上限3年を超える場合

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目	卒後10年目
奈良医大	奈良県総合医療センター	南奈良総合医療センター	済生会中和病院	県外医療機関 義務算入	奈良医大	奈良医大 義務停止	9年目の義務停止期間分、義務延長

例）県外勤務が専門研修として承認され、専門研修上限3年を超えても良いと承認された場合

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目		卒後8年目	卒後9年目
奈良医大	奈良県総合医療センター	南奈良総合医療センター	済生会中和病院	県外医療機関 義務算入	奈良医大	奈良医大	奈良医大 義務算入

例）留学、育休など義務停止の場合

卒後3年目		卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目		卒後10年目	卒後11年目
奈良医大	傷病 義務停止	奈良医大	市立奈良病院	市立奈良病院	国外留学 義務停止	奈良医大	奈良医大	育休 義務停止	傷病・留学・育休の義務停止2年分、義務終了日が延長となる	

特定診療科
小児科・産婦人科・麻酔科・救急科・総合診療科

知事が指定する県内の医療機関

奈良県総合医療センター・奈良県西和医療センター・南奈良総合医療センター・市立奈良病院・大和高田市立病院・生駒市立病院・宇陀市立病院・五條病院・吉野病院・国保中央病院・済生会奈良病院・済生会中和病院・済生会御所病院・JCHO大和郡山病院・奈良医療センター・奈良県総合リハビリテーションセンター・やまと精神医療センター

特定診療科における「共通」以外の事例

例）総合診療科　市立奈良病院プログラムを選択した場合

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目		卒後9年目
市立奈良	市立奈良	都祁診療所	奈良医大	市立奈良病院	県外医療機関	都祁診療所	市立奈良

要綱第11条第1項（1）エ
専門研修として承認

要綱第8条別表
「知事が特に指定する医療機関」
として承認

例）総合診療科　南奈良総合医療センタープログラムを選択した場合

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
南奈良総合医療センター	南奈良総合医療センター	五條病院	五條病院	南奈良総合医療センター	吉野病院	南奈良総合医療センター

※卒後5年目からは選択コースにより診療所勤務となることもある

例）医大総合診療プログラムを選択した場合

奈良県立医科大学附属病院の専門研修プログラムで、研修期間が4年以上かつ奈良県立医科大学附属病院での研修が2年半以上必須とされている診療科においては、従事期間の計算に算入できる期間を3年6ヶ月とする。（要綱第11条第1項（1）
※医大総合診療科が該当（専門研修上限3年→3年6ヵ月算入可能）

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
奈良医大	奈良医大	大和高田市立病院	明日香村診療所	宇陀市立病院	宇陀市立病院 奈良医大	奈良医大

要綱第8条別表
「知事が特に指定する医療機関」として承認

専門研修上限
3年6ヵ月義務算入

例）救急科

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目	卒後9年目
奈良医大	南奈良総合医療センター	土庫病院	奈良県西和医療センター	奈良医大	奈良医大	奈良医大

要綱第11条第1項（1）ウ
専門研修として承認

専門研修
上限3年越えを承認

特定診療科
外科・脳外科

配置先医療機関とは
①配置される医師に、キャリアパスに基づき各専門領域の疾患を対象とする診療を行う医師となるための十分な症例経験を積ませること。
②年間の救急搬送件数が1200件以上であること又は当該件数の9割以上を満たしており、医師が配置されている期間に1200件以上を満たすと知事が認める医療機関であること

該当医療機関
奈良県総合医療センター・奈良県西和医療センター・市立奈良病院・済生会中和病院・大和高田市立病院・南奈良総合医療センター

特定診療科　外科・脳外科における「共通」以外の事例

例）奈良県総合医療センターを選択した場合

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目		卒後9年目
奈良県総合医療センター外科	奈良県総合医療センター外科	奈良県総合医療センター外科	奈良県総合医療センター救急	奈良県総合医療センター救急	県外医療機関	奈良県総合医療センター	奈良県総合医療センター

要綱第11条第1項（1）エ
専門研修として承認

特定専攻課程・総合内科分野

地域医療体制強化指定医療機関とは

次の各号に掲げる要件を満たす医療機関のうち、第8条別表に掲げる医療機関とする。
ア　二次救急医療又は地域包括ケア等の地域医療に積極的に取り組んでいること。なお、二次救急医療については夜間休日における医師の当直体制が、原則2名以上であること、地域包括ケア等は在宅療養支援病院であること。
イ　配置される医師が、キャリアパスに基づき内科の各専門領域において適切な指導を受けられること。
ウ　配置される医師に、将来志向する専門領域にとらわれずにキャリアパスに基づき内科全般の診療に従事させ、十分な症例経験を積ませること。

該当医療機関

奈良県総合医療センター・奈良県西和医療センター・南奈良総合医療センター・市立奈良病院・大和高田市立病院・生駒市立病院・宇陀市立病院・五條病院・吉野病院・国保中央病院・済生会中和病院・JCHO大和郡山病院・済生会奈良病院・済生会御所病院・奈良医療センター

※1.該当医療機関（地域医療提供体制医療機関）は毎年更新する。

※1.将来志向する内科の特定の専門領域に偏ることなく内科全般の診療に従事し、複数の専門領域にまたがって対応できる医師となるよう豊かな実務経験を積むこと

※2.臨床研修後に専門的な知識と技術を習得することを目的として2年間勤務するものであること
専門的とは内科に関わる専門性をいう

> 臨床研修修了後に専門的な知識及び技術を習得することを目的として勤務する医療機関は、一般社団法人日本専門医機構が認定する内科の研修施設のうち、県内の専門研修基幹施設（県内に所在する専門研修連携施設を有するものに限る。）及び当該専門研修基幹施設の有する専門研修連携施設とする。

※3.臨床研修後の期間のうち、4年以上の期間は地域医療体制強化指定医療機関で勤務すること

※4.毎年度、症例数等報告書（第3号様式又は第4号様式）により、各自、診療実績等を県費奨学生配置センターに報告するものとする

※5.毎年度（前年度と同一施設の場合、および奈良医大は除く）、県費奨学生配置センター職員・医師看護師確保対策室職員が病院を訪問し、指導医・病院事務同席のもと面談を実施する

特定専攻課程：総合内科分野における「共通」以外の事例

例）県内民間医療機関を選択し、専門研修として承認された場合

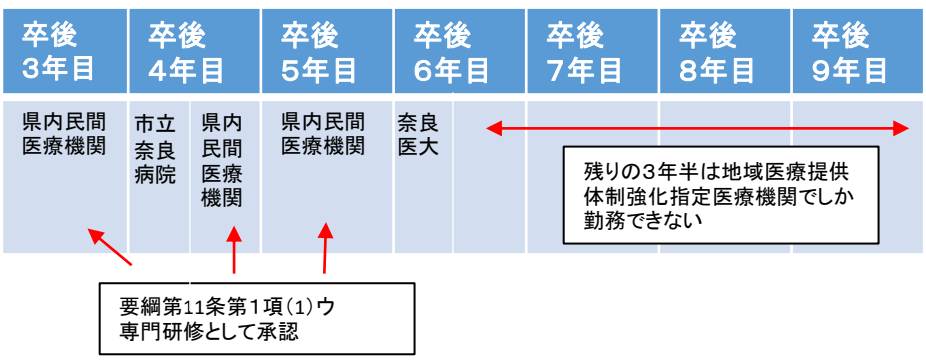

特定専攻課程・児童精神分野

児童精神診療実施指定医療機関とは

次の各号に掲げる要件を満たす医療機関のうち、第8条別表に掲げる医療機関とする。
ア　児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療を実施していること
イ　配置される医師が、キャリアパスに基づき内科の各専門領域において適切な指導を受けられること。
ウ　配置される医師に、キャリアパスに基づき児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療を行う医師となるための十分な症例経験を積ませること。

当該医療機関

奈良県総合医療センター・やまと精神医療センター・奈良県総合リハビリテーションセンター

※1.配置可能医療機関（児童精神診療実施指定医療機関）は毎年更新する。

※1.児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療に従事し、児童精神の専門医となるための豊かな実務経験を積むことができるものであること

※2.臨床研修後に専門的な知識と技術を習得することを目的として2年間勤務するものであること
専門的とは精神領域全般をいう

> 臨床研修修了後に専門的な知識及び技術を習得することを目的として勤務する医療機関は、一般社団法人日本専門医機構が認定する精神科の研修施設のうち、県内の専門研修基幹施設（県内に専門研修連携施設を有する医療機関に限る。）及び当該施設の有する専門研修連携施設で、児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療の実績を有するものとする。

※3.臨床研修後の期間のうち、4年以上の期間は児童精神診療実施医療機関又は奈良県精神保健福祉センターで勤務すること

※4.毎年度、症例数等報告書（第3号様式又は第4号様式）により、各自、診療実績等を県費奨学生配置センターに報告するものとする

※5.毎年度（前年度と同一施設の場合、および奈良医大は除く）、県費奨学生配置センター職員・医師看護師確保対策室職員が病院を訪問し、指導医・病院事務同席のもと面談を実施する

特定専攻課程：児童精神分野における「共通」以外の事例

例）民間医療機関での勤務が専門研修として承認された場合

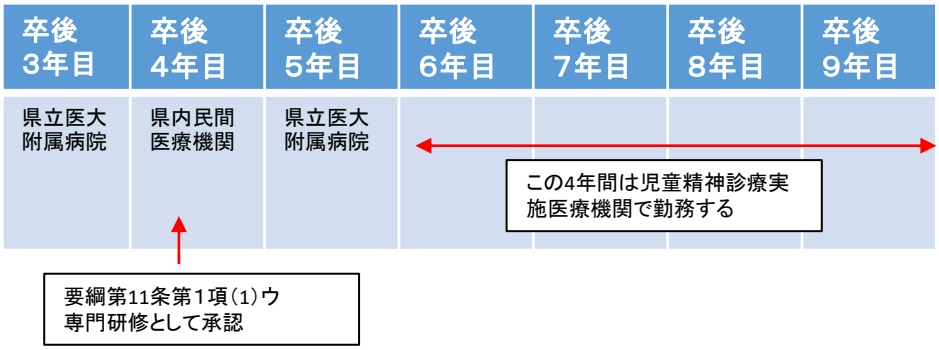

へき地

へき地診療所・へき地公立病院

南奈良総合医療センター・宇陀市立病院・五條市立大塔診療所・宇陀市国民健康保険直営田口診療所・宇陀市国民健康保険東里診療所・山添村国民健康保険波多野診療所・山添村国民健康保険豊原診療所・山添村国民健康保険東山診療所・曽爾村国民健康保険診療所・御杖村国民健康保険診療所・黒滝村国民健康保険診療所・天川村国民健康保険診療所・野迫川村国民健康保険診療所・十津川村国民健康保険上野地診療所・十津川村国民健康保険小原診療所・下北山村国民健康保険診療所・上北山村国民健康保険診療所・川上村国民健康保険診療所・南和広域医療企業団五條病院・南和広域医療企業団吉野病院

※1.卒後3年目は南奈良総合医療センター勤務とする

※2.この期間のうち、4年間はへき地診療所・へき地公立病院で勤務すること

※3.2により専門医の取得が遅れる可能性がある

例）

卒後3年目	卒後4年目	卒後5年目	卒後6年目	卒後7年目	卒後8年目		卒後9年目
南奈良総合医療センター	五條病院	奈良医大	奈良医大	奈良医大	吉野病院	へき地診療所	南奈良総合医療センター

※診療科は問わない

奈良県立医科大学地域医療学講座
〒634-8521 奈良県橿原市四条町840
TEL:0744-23-9959(直通) 内線:2441
FAX:0744-23-9932
MAIL:tiiryou@naramed-u.ac.jp